

平成 29 年度 定例報告に係る F A Q 【薬局】

●定例報告の全般的事項

Q 1 : 報告書の様式が変更となったのですか。

A 1 : はい。平成 28 年度に、報告方法や報告書の構成等について見直しが行われ、別添 1 「施設基準の届出の確認について（報告）」と、別添 2 「施設基準ごとに定められている報告等について（総括表）」に分割されています。作成にあたっては、必ず平成 29 年度の様式を使用してください。

Q 2 : なぜ、自己点検を行うのですか。

A 2 : 届出している施設基準については、届出の内容と異なった事情が生じた場合は、速やかに変更の届出を行うこととされています。

定例報告においては、7 月 1 日時点の届出状況について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：保医発0304第 1 号及び保医発0304第 2 号（いずれも平成28年 3 月 4 日付）

第 3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。

Q 3 : 届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、要件を満たしていない施設基準が確認されました。どのように報告したらよいですか。

A 3 : 別添 1 「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名をご記入いただき、併せて辞退届を提出してください。

（例）後発医薬品調剤体制加算 2 から後発医薬品調剤体制加算 1 への変更

※ 具体的な手続き方法については、所在地を管轄する各県事務所（福岡県は指導監査課）へご照会ください。

Q 4 : 届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しましたが、何か提出しなければいけないのでしょうか。

A 4 : 調剤基本料、調剤基本料の特例除外、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、在宅患者調剤加算、無菌製剤処理加算、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料のうち、いずれかの届出を行っている場合には、別添 2 「施設基準

ごとに定められている報告等について（総括表）」と別紙様式3「保険薬局における施設基準届出状況報告書」を提出ください。

Q5：届出事項について変更（従事者の変更等）が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

A5：今回の報告書をもって、届出事項の変更届に代えることはできません。別途、速やかに変更の手続を行ってください。

（例）かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の届出に係る薬剤師の退職等（退職日の記載も忘れずに）

※ 具体的な手続き方法については、所在地を管轄する各県事務所（福岡県は指導監査課）へご照会ください。

Q6：報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A6：管轄の九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）あて郵送にて提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告在中」と記載してください。

Q7：各様式中の「保険医療機関（保険薬局）コード」及び「保険医療機関（保険薬局）番号」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A7：以下のとおり記載してください。

「保険医療機関（保険薬局）コード」欄・・・7桁の指定通知書の番号

「保険医療機関（保険薬局）番号」欄・・・先頭に『各県の番号(2桁)』を付けて7桁の指定通知書の番号（合計9桁）

『各県の番号』

福岡県：40 佐賀県：41 長崎県：42 熊本県：43

大分県：44 宮崎県：45 鹿児島県：46 沖縄県：47

Q8：報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A8：ハガキに記載している期日までに提出してください。（**郵送必着**）

●個々の報告書類に関する事項

保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)関係

Q9：調剤基本料、調剤基本料の特例除外、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、在宅患者調剤加算、無菌製剤処理加算、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の届出をいずれも行っていないが、報告の必要はありますか。

A 9 : 報告の必要はありません。

Q10 : 平成 29 年 4 月 1 日以降に新規開局し、調剤基本料 1 のみ届出を行っています。別紙様式 3 の報告は必要ですか。

A10 : 報告は必要です。記載にあたっては、「処方せん受付回数」、「処方せん受付回数に占める特定の保険医療機関に係るものの割合」欄は「0」を、「かかりつけ薬局の基本的な機能に係る業務を行っていない薬局への該当の有無」欄は「なし」にを記載してください。

Q11 : 調剤基本料の届出において、新規開局等の理由により平成 29 年 4 月時点では処方せん受付回数等の実績が取れず、空欄で届け出ましたが、今回の報告で実績が取れる場合はその実績を記入すればよいでしょうか。

A11 : はい。平成 28 年 12 月 1 日以降に新規開局した保険薬局は、平成 29 年 4 月時点において処方せん受付回数等の実績が取れなかったことから、実績の記入は不要とされていましたが、平成 29 年 7 月 1 日時点で実績が取れる場合は、別紙様式 3 の 2 枚目（参考）を参照の上、当該実績を記載してください。